

意見検討結果一覧表（市町村）
（案名：県議会議員の定数等の見直しについて）

番号	意見	市町村名	検討結果（県議会の考え方）	決定への 反映状況
1	見直し内容			
1	花巻市は、岩手県議会が示した「県議会議員の定数等の見直し（素案）」に対して異議はありません。	花巻市	総定数及び各選挙区の定数は、直近の国勢調査の人口によることとされており、各選挙区の人口の割合に変化もありますので、見直しが必要と考えています。 県議会は、県民を代表する合議制の機関として、議案の審査や各種調査等をしっかりと行い、県民に信頼され、県民の意見を県政に反映させるよう、引き続き取り組んでいきます。	C(趣旨同一)
2	今回の県議会議員の定数等の見直し（素案）に対し、久慈市として素案を了とする。	久慈市		C(趣旨同一)
3	見直しの考え方			
	(1) 総定数について			
3	今後の人口減少の推移等を考慮し、総定数を削減することにつきまして、その方向性を御理解いたします。	釜石市	総定数については、令和7年国勢調査の結果に基づき検討した結果、今後の人口減少の推移や地域バランス等を考慮し、現行の総定数48を2削減し、46とすることとしたものです。	C(趣旨同一)
	(2) 選挙区の設定について			
4	本素案は、公職選挙法第15条第7項の規定に基づき、衆議院議員の選挙区に加え、将来的な人口推計、生活圈や経済交流における両地域の親和性、警察署の統合方針などを踏まえ、総合的かつ合理的に検討されたものと受け止めています。 したがって、素案のとおり見直すことが適切であると考えます。	遠野市	選挙区の設定に当たっては、公職選挙法第15条第7項に基づき、衆議院議員の選挙区、広域振興圏や二次医療圏の状況などの生活圈を参考として、総合的に検討したものです。	C(趣旨同一)
5	資料1「議員定数等検討会議における検討状況」2ページ目に記載されている「遠野選挙区と釜石選挙区を合区する」「花巻選挙区と遠野選挙区を合区する」それぞれの案に合理性があるものと考えます。	釜石市		C(趣旨同一)
	(3) 選挙区ごとの定数配分について			
6	資料4に選挙区ごとの議員一人当たりの人口が記載されており、素案による試算では釜石・遠野選挙区が30,268人と突出して多くなっております。一方で、議員1人当たりの人口が18,800人の選挙区も存在し、これ以上一票の較差が大きくなならないよう配慮していただきたいと存じます。	釜石市	公職選挙法第15条第8項の規定により、各選挙区の定数は人口に比例して定めることとされています。	D(参考)
	(その他)			
7	花巻選挙区選出の県議会議員の皆様には、国、県等とのパイプ役として御尽力を頂いておりますので、引き続き花巻選挙区の定数（現行4人）が維持されることについて御配慮いただきますようお願いいたします。	花巻市	県議会は、県民を代表する合議制の機関として、議案の審査や各種調査等をしっかりと行い、県民に信頼され、県民の意見を県政に反映させるよう、引き続き取り組んでいきます。	D(参考)

番号	意見	市町村名	検討結果（県議会の考え方）	決定への 反映状況
8	今後の定数・選挙区の見直しに当たっては、地域住民の生活圏、通勤・通学の実態、医療・福祉等の行政サービスの提供体制、広域行政の連携状況を総合的に考慮し、住民説明や関係市町村への十分な説明機会を確保いただきますようお願いいたします。	花巻市	総定数及び各選挙区の定数は、直近の国勢調査の人口によることとされており、各選挙区の人口の割合に変化もありますので、見直しが必要と考えています。 頂いた御意見については、今後の見直しの参考とさせていただきます。	D(参考)
9	今後の総定数、選挙区の変更への考え方については、公職選挙法第15条第8項ただし書に規定する「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定める」ことの趣旨を踏まえ、県北・沿岸部等、面積が広く人口密度の低い地域における議員一人当たりの行政需要の実態に配慮して検討することが必要であり、次回以降の定数等の見直しの際に反映していただきたい。	久慈市		D(参考)
10	人口による議席配分を考慮する必要がある現状を考慮すれば、定数の見直し自体はやむを得ないものとするが、今回の見直し案に関連する自治体の意見を可能な範囲で取り入れた内容となることを期待する。	野田村	県議会は、県民を代表する合議制の機関として、議案の審査や各種調査等をしっかりと行い、県民に信頼され、県民の意見を県政に反映させるよう、引き続き取り組んでいきます。	D(参考)

※ 花巻市、久慈市、遠野市、釜石市及び野田村を除く28市町村は「意見なし」又は「回答なし」

区 分		内 容
A(全部反映)	0	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B(一部反映)	0	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C(趣旨同一)	5	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D(参考)	5	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E(対応困難)	0	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F(その他)	0	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)
合計	10	—